

Title	蒋介石と国連の成立： ダンバートン・オークスからサンフランシスコへ
Sub Title	Chiang Kai-shek and the establishment of the United Nations
Author	段, 瑞聡(Duan, Ruicong)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2013
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 中国研究 (The Hiyoshi review of Chinese studies). No.6 (2013.), p.109(54)- 148(15)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12310306-20130331-0148

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

蔣介石と国連の成立

——ダンバートン・オークスからサンフランシスコへ——

段 瑞 聡

はじめに

本稿は蔣介石の戦後構想に関する研究の一環である。これまで筆者は別稿で内政と外交という2つの側面から太平洋戦争前期（1941-1943年）における蔣介石の戦後構想について分析した⁽¹⁾。太平洋戦争後期（1944-1945年）における中国国内外の情勢は非常に複雑であるため、本稿では国際連合（以下「国連」と略称）の成立過程に焦点をあて、この時期における蔣介石の戦後構想を考察してみる。具体的には、1944年にワシントン郊外のダンバートン・オークスで開かれた「国際平和安全機構会議」（以下「ダンバートン・オークス会議」と称する）と1945年にサンフランシスコで開催された「国際機構に関する連合国会議（The United Nation Conference on International Organization）」（以下「サンフランシスコ会議」と称する）に対する蔣介石の政策決定過程を分析することを通して、国連に対する彼の構想とその特徴を明らかにする。

これまで、中国と国連の成立との関係について、すでに多くの優れた研究成果が発表され⁽²⁾、筆者はそれらの研究から少なからぬ示唆を得ている。金光耀と李朝津はそれぞれダンバートン・オークス会議とサンフランシスコ会議における中国代表团首席代表顧維鈞の役割について考察を行っている。西村成雄はダンバートン・オークス会議に参

加した中国代表団の報告書を手掛かりに、国民政府がどのような主張をもって会議に参加したかを明らかにした。しかし、西村論文においては、中国代表団がダンバートン・オークス会議に参加するための基本指針がどのように作成されたかに関する分析が欠如している。また、劉曉莉も国民政府とダンバートン・オークス会議との関係について考察しているが、そこにおける蔣介石の役割は軽視されていると思われる。鄧野と洪小夏はサンフランシスコ会議中国代表団の結成をめぐる国共両党の対立について考察し、金光耀はダンバートン・オークス会議とサンフランシスコ会議における国民政府の構想に光をあてて、中国がいかに大国としての地位を手にしたかを跡付けている。

しかし、それらの研究を概観すると、1つの共通点が見られる。つまり、当時中国国民党と中華民国国民政府の最高指導者であった蔣介石と国連との関係に関する視点が欠如しているのである。そこで、筆者は本稿においてダンバートン・オークス会議とサンフランシスコ会議に対して、蔣介石がどのように対応したかについて検討してみたいと思う。そのような作業を通して、国連に対する蔣介石の構想とその特徴が浮き彫りになってくると考えられるからである。

一 ダンバートン・オークス会議と蔣介石の対応

(一) 東方（東洋）人民のために利益を図る

1943年10月のモスクワ会議で発表された「一般安全保障に関する四国宣言」では、「実行可能な最も早い時期に一般的国際機構を設立しなければならない」と定められている⁽³⁾。1944年5月29日に、アメリカ国務長官コーデル・ハル（Cordell Hull）は、米英中ソ4大国が国際安全機構について非公式な会談を行うことを発表した⁽⁴⁾。ハルはイギリス、とりわけまだ日本に正式に宣戦していないソ連が会談への中国の参加に反対することを懸念し、カイロ会談とテヘラン会談の方式

を採用して、会談を進めようとした。つまり、まず米英ソ3ヵ国で会談を行い、それから米英中3ヵ国で会談を行うことを提案した。それを受けて、5月31日に国民政府駐米大使魏道明が蒋介石と外交部長宋子文にそれぞれ打電し、ハルの提案を伝えた⁽⁵⁾。蒋介石はただちに魏に返電し、その電文をローズヴェルト大統領に手交するよう指示した⁽⁶⁾。蒋介石は電文で「中国は一貫して早期にそのような機構を成立させることを主張してきた。もし可能であれば、戦争終結前までに成立させることを望んでいる」と述べている。また、蒋介石はローズヴェルトとハルの中国への配慮に謝意を表すると同時に、「もし東方人民の代表が会議に参加しなければ、世界の半分の人口にとって、その会議の意義が失われることになる」と強調した。ここから分かるように、蒋介石は中国の利益だけでなく、東方人民全体の利益に着目しているのである。事実、蒋介石は一貫してアジアの抑圧された諸民族の独立を助けることを自任している⁽⁷⁾。蒋介石のそのような姿勢は太平洋戦争が終結するまで一貫して変わらなかった。

(二) 衆智を集め、会議参加の大計をたてる

ハルが再三にわたって米英中ソ4大国による会談を行うべく説得したが、1944年7月上旬、ソ連政府は日本との関係からして、中国と一緒に会談できないと正式に表明した⁽⁸⁾。そこで、ハルは米英ソと米英中という形でそれぞれ会談を行うことを提案し、中国政府の意見を求めた。7月10日に魏道明が宋子文に打電し、ハルの提案を伝えた。それに対して、蒋介石はただちに「賛成」と返答した⁽⁹⁾。7月13日に、当時米国滞在中だった行政院副院長孔祥熙もそのことを蒋介石に伝えた⁽¹⁰⁾。蒋介石はただちに孔祥熙に中国代表として会議に参加させることを決定した。同時に、蔣は宋子文に対して、戦後国際機構に関するアメリカ側の草案を入手し、会議への準備に着手するよう指示した。ここから分かるように、戦後国際機構をめぐる政策決定において、蒋介石はアメリカの意思を非常に重視していたのである。しかし、蔣介

石が孔祥熙を中国代表として任命したことに対して、宋子文は「はなはだ失望し、かつ不平を言」い、軍事委員会参事室主任王世杰も孔が「適切な人選ではない」と認識していた⁽¹¹⁾。

7月13日に、王世杰は参事周鯁生が起草した「国連（Union of Nations）規約草案」を蒋介石に提出した⁽¹²⁾。その草案は29条からなっており、米英の世論、中国の立場および国際連盟の経験を踏まえて作成されたものである。

一方、戦後国際機構に関して、1942年7月に国防最高委員会所属の国際問題討論会（主任は王寵惠であり、王は国防最高委員会秘書長でもある）はすでに「国際集団公約草案」を起草し、蒋介石に提出した⁽¹³⁾。そこで、軍事委員会侍従室第二処主任陳布雷は、まず周の草案を王寵惠に提出し、「国際集団公約草案」と照らし合わせて検討するべきだと決裁した。

7月14日に、蒋介石は宋子文と王世杰を呼び、ダンバートン・オークス会議に関する準備を行うよう指示した⁽¹⁴⁾。翌日に、王世杰は参事室が起草した「国際安全平和機構問題に関する我が政府の主張要点」（以下「参事室案」と称する）を蒋介石に提出した⁽¹⁵⁾。参事室案は「基本政策」、「設立手順」、「組織原則」という3つの部分からなっており、全部で15条がある。そのうち、「基本政策」は下記3条からなっており、最も注目されるべきものである。

第1、「国際安全平和機構を戦争終結前に迅速に成立させるべきである」。その背景には、以下2つの理由がある。1つは、この種の機構は各国とりわけ大国にとって各種の義務と制限を受け入れることが必要であり、もし戦争が終結し、連合国陣営の共通の敵が敗北したら、各国が重大な義務もしくは制限を受け入れなくなる懸念がある。もう1つは、戦後アメリカの影響力が低下する可能性があり、ウイルソン大統領がパリ講和会議で失敗した轍を踏まないために、できるだけ早く国際安全平和機構を成立させるべきだという認識である。

第2、「国際安全平和機構は十分に力を有し、その行動は十分に素

早いものであるべきである」。具体的に、参事室案では国際安全平和機構が軍事制裁を行うために十分な力を持つべきものとし、そのために、戦争終結数年以内に強力な国際空軍を結成するべきだと主張している。

第3、米英中ソ4カ国が常任理事国になるべきことである。とはいえ、参事室案では、4大国が過度に強い特権を持つべきではないとしている。なぜなら、もし中国が特権を主張するならば、各小国の反発を買う恐れがあるためである。しかも、たとえ4大国が特権をもつとしても、実際に中国が必ずしもそれを享受することができるとは限らず、ただ単に英ソなどに利用されるに過ぎないかもしれない。それらの国が特権を利用すると、中国にとっては不利になる。

7月20日に、蒋介石は宋子文に打電し、参事室案を孔祥熙に送付するよう指示しただけで、具体的な意見を出さなかった。それに対して、王世杰はいささか失望を覚えた⁽¹⁶⁾。

一方、7月17日に宋子文は外交部が起草した「国際平和連合会公約要点」（以下「外交部案」と称する）⁽¹⁷⁾を蒋介石に提出した。外交部案は「平和原則」、「理事会」、「侵略と制裁」など26の部分からなっており、参事室案に比べるとかなり詳細である。

7月20日に、蒋介石は宋子文に打電し、宋が指示を仰いだ4つの問題に対して、次のように答えた⁽¹⁸⁾。第1、理事会の構成員に関して、外交部案では、米英中ソ4カ国を常任理事国とすると同時に、フィリピン、カナダ、ブラジルとフランスの4カ国を理事国候補として挙げている。フィリピンを理事国候補として挙げたのは、「アジア諸国においては、フィリピン以外は、中立を守る国家か、英ソ寄りである」ためである。つまり、外交部はフィリピンを理事国として推薦することによって、フィリピンを連合国陣営に引き込もうとしたと考えられる。それに対して、蒋介石はチェコを助けて理事国に当選させ、もしトルコが参戦すれば、フィリピンの代わりにトルコを理事国として応援するべきだと主張している。

第2、理事会決議の効力については、3分の2以上の賛同を原則とする。

第3、外交部案では米英中ソ4カ国の人口、土地、現役軍隊および武器生産能力を各国軍備の基準にするべきだとしている。つまり、外交部はそのような基準をもって中国の軍備増強の拠り所にしようとした。それに対して、蒋介石は会議時他国が提起した際に、この基準でもって「時機を見て対応する」よう指示した。

第4、外交部案では、戦時と戦後極東における特殊問題を処理するために、米英中3カ国によって重慶で極東顧問委員会を設立し、ソ連が極東地域の戦争に参加すれば、それに加わることができると提案した。それに対して、蒋介石は「もし米英が言及しなければ、我が国も積極的に提案しなくてもよい」と答えた。

同時に、蒋介石は王寵恵に対し、国際問題討論会案、外交部案と周鯁生案という3つの案を総合して検討するよう指示した。7月24日に、王寵恵は「我が方の基本的態度と重要問題に対する立場」を蒋介石に提出した⁽¹⁹⁾。その時点では、中国政府はまだアメリカの草案を入手していなかった。王寵恵はもし中国がまとまった案を提出し、過度に現実を重視するならば、あまり意味がなく、もし過度に理想化すると、アメリカの立場とかけ離れてしまい、おそらく実現しがたいであろうと認識していた。そこで、王寵恵は当分案を正式に提出せず、アメリカの草案に沿って、中国の立場から補足もしくは修正を提案すればよいと主張した。ここからも当時の国民政府のアメリカへの従属の側面がみてとれる。

一方、中国の基本的姿勢として、王寵恵は以下4点を提案している。第1、国際平和機構は強力であればあるほどよい。第2、国際平和機構の全部もしくは一部ができるだけ早く成立するよう主張する。第3、米英ソが国際平和機構にかかわることであれば、中国も平等な地位で関与するべきである。第4、米英ソの間に意見の相違が生じた場合、もしその事項が中国の立場と利害にあまり関係がない場合、アメリカ

の意見を十分に尊重する。ここから分かるように、王寵恵は将来の国際平和機構が強力な組織であることを望んでおり、できるだけそれを早く成立させ、そしてそこにおいては中国が米英ソと平等な地位をもつべきであると主張したのである。もう1つ注目すべきは、アメリカの意見を非常に重視していることである。

他方、重要な問題に関する中国の立場として、王寵恵は下記16条（以下「旧16条」と称する）を提起している。（1）一般的国際平和機構を設置するべきで、今は地域的機構を強調するべきではない。（2）一切の国際紛争は平和的方法で解決する。（3）人種の平等を承認する。（4）もし1国家1票という平等な原則のほかに、各国投票権の多寡を検討する場合、中国は人口、地域、天然資源などを基準にするべきだと主張する。（5）議案の表決は、大多数（たとえば3分の2）の賛同をもって可決とし、全会一致の必要がない。（6）「侵略」をどのように定義し、そしてどのように制裁するかに関しては、明確で具体的な規定を定める。（7）国際警察を設置する。もし設置しなければ、少なくとも国際空軍を設ける。（8）平和的変更⁽²⁰⁾に関して、承認原則のほかに、具体的対応の方法を定める。（9）各国の軍備は自衛に十分な程度を超えた場合、徐々に自衛のレベルまで削減する。（10）道義的に軍縮に賛成し、文化協力を提案する。（11）国際軍事参謀団を設立し、その主な任務は侵略の制裁と軍縮計画の履行の監督とする。（12）国際経済協力機関を設立する。（13）一般的信託統治地域に関して、国際平和機構が直接管理することを原則とする。（14）一般植民地の前途に関して、もし他の会議参加国が提起しなければ、中国も提起しない。（15）国際司法裁判所を設置する。（16）国際労働機関（ILO）は存続させるべきで、あるいは国際社会福祉局に拡大することもできる。

7月29日に、蒋介石は王寵恵に打電し、上記16条のうち、第3条以外はすべて会議で提起してよいと伝えた⁽²¹⁾。つまり、蒋介石は会議で「人種の平等の承認」を提起する必要があると判断したのである。

同日に、蔣介石はそれぞれ宋子文と孔祥熙に打電し、「旧16条」（第3条を除く）をダンバートン・オークス会議における中国の基本指針にすると伝えた⁽²²⁾。

これより前、蔣介石は7月26日に駐英大使顧維鈞に打電し、ダンバートン・オークス会議に対する意見を求めた⁽²³⁾。8月6日に顧維鈞はロンドンより蔣介石に打電し、自らの意見を述べた⁽²⁴⁾。

まず中国がとるべき立場として、顧維鈞は下記7点を挙げている。

（1）「我が国が平和と公正を愛する精神および集団安全保障の原則に基づき、世界全体の平和機構を基礎とすることを引き続き重視する」。

（2）加盟国に対して経済と軍事制裁を行う義務を定める。（3）制裁を行うための大綱は予め定めておく。（4）国際軍事参謀委員会を設立し、随時国際軍事情勢を調査・研究する。（5）法律に関わる一切の論争について、各加盟国がみな裁判所に提訴する義務を有し、例外は認められない。（6）信託統治地域に関しては、「一律に自治の達成を共通した宗旨とし、国際機構が随時情勢を斟酌し、自治もしくは独立させる」。（7）加盟国は条約修正を申請することができ、それをもって国際紛糾をなくし、平和の基礎を強固にする、と。

次に会議で注意すべきこととして、顧維鈞は5点を挙げたが、筆者は下記2点が最も重要であると思う。第1、人種の平等の問題である。顧維鈞は次のように述べている。「人種の平等は永久平和の要素の1つ」であるが、米英豪などの国に忌避されている。日本がパリ講和会議で失敗した⁽²⁵⁾経験に鑑み、中国はダンバートン・オークス会議で提起しないほうがよい。しかし、もし直接あるいは間接にこの原則に反する規定があれば、反対もしくは態度を保留するべきであるという。このように、人種の平等の問題に関して、顧維鈞の考えは蔣介石のそれと一致していた。第2、表決の方法に関する問題である。顧維鈞はすべての問題に対する表決の方法について、もし全会一致から多数決という方式に変えるならば、すべての常任理事国が賛成して、はじめて有効にするべきであると主張している。なぜなら、そうして

こそ、はじめて中国の地位を突出させることができるからである。

最後に会議における中国側の戦略として、顧維鈞は戦争終結後、米英ソがそれぞれ主導権を握ろうとし、互いに猜疑心を抱いているという状況に鑑み、中国は4強の一員であるが、発言を慎み、提案を少なくしたほうが得策であると主張した。そのため、顧維鈞は中国がいかなる国とも正面衝突になるような主張を避け、その代わりに各国の仲介役として、会議に貢献することが上策であると提案した。

その後、外交部は前後してイギリスとアメリカの草案を入手した⁽²⁶⁾。8月14日に、王寵惠は米英両国の草案を照らし合わせて、「我が国の基本的態度と重要な問題に対する立場（修正案）」を蒋介石に提出した⁽²⁷⁾。

まず「基本的態度」において、新たに1項目が付け加えられた。つまり、アメリカの草案に言及されていない重要な問題に関して、もしすぐに一致した意見が得られないならば、中国側として提出するかどうか、どの程度まで主張するかを適宜定める。必要であれば、態度を保留し、他日引き続き交渉すればよい。会議ではあまりそれに拘らず、会議が成果をあげられるよう努める、という。ここから分かるように、国民政府の目的は会議を成功裏に開催させることにある。具体的問題への対処に関しては、すべてアメリカに同調することになっている。

次に、「重要な問題に対する立場」は相変わらず16条（以下「新16条」と称する）からなっている。そのうち、大きく変更されたのは以下3点である。

第1、「加盟国の領土保全と政治的独立は保障されるべきである」という項目（第2条）が追加された。この点に関して、イギリスの草案ではそのような条項が必要ではないとしている。しかし、王寵惠は以下3つの理由からイギリス側に賛同できないと主張している。つまり、（1）「国際連盟規約」第10条にそのような文言が入っている。今次もしそのような条項が欠如したら、大いなる後退であり、世界の平和を愛する人々が失望するに違いない。（2）各国が恐れているのは

侵略である。侵略はまさに領土保全と政治的独立を対象にしている。その両者に対する保障がなければ、各国の恐怖心が強まる一方で、ローズヴェルト大統領が唱えた「恐怖からの自由」という原則の精神に相反する。(3) ある国の領土保全もしくは政治的独立が侵害された時に、もし国際平和機構が制止しなければ、きわめて非合理的である。

第2、「国際平和機構は理事会に重心をおき、中米英ソ4カ国がその常任理事国になるべきで、その他の理事国は選挙をもって選出する」(第4条)ことが明記された。この点に関しては、米英両国の草案にいずれも提起されている。またアメリカの草案では、「中米英ソ4カ国が一度当選すると、その任期は無期限とする」まで主張している。アメリカのそのような主張は、中国に常任理事国になる自信を与えたに違いない。そのためか、旧16条の第4条が削除された。

第3、総会もしくは理事会の議案は全会一致の必要がなく、3分の2もしくは過半数の賛成で可決することができる。ただし、中米英ソ4カ国がすべて賛成票を投じて、はじめて議案が成立するという条項(第5条)が付け加えられた。王寵恵はそのような規定をもって中国の地位を向上させようとしたと考えられる。それは顧維鈞の考えに一脈相通ずるものである。

8月15日に、蔣介石は顧維鈞を国際平和機構会議中国代表团首席代表に任命することに決定し、翌日にそれを孔祥熙に伝え、孔に引き続き「適宜指導する」よう求めた⁽²⁸⁾。8月17日に蔣はまた孔に打電し、修正した諸点を中国代表团に伝えるよう指示した⁽²⁹⁾。

8月18日に、陳布雷は王世杰に草案が修正されたことを伝えた⁽³⁰⁾。王世杰は修正案第5条に関して「ある重大な問題が付随して発生する」可能性があると指摘した⁽³¹⁾。つまり、もし米英中ソ4カ国のいずれかが国際紛争の当事者になった場合、その国の同意を得るのが困難で、制裁案がなかなか通過しないということである。それによって、国際平和機構は本来の意義を失ってしまう。この点に関して、アメリカの草案では、「明確には提起されていないが、明らかに紛争当事国

の同意を条件とすることはできないとしている」。また、イギリスの草案では「当事国には採決権がない」としている。当時、国民政府はソ連の草案を入手していなかった。アメリカの新聞によると、ソ連側は米英中ソ4カ国のいずれかが紛争当事国になった場合も例外を設けないとしているという。そのような状況に鑑み、王世杰は中国が米英の主張に反して、ソ連に付和する理由がないと認識し、第5条に「いかなる紛争当事国も投票に参加するべきではない」という文言を付け加えるよう提案した。蒋介石は王世杰の提案を受け入れ、ただちに孔祥熙に打電し、中国代表団に伝えるよう指示した⁽³²⁾。

一方、孔祥熙は中国が米英ソと一緒に会談に参加することができないため、意思表示の機会を失わないために、中国側の主張を先に覚書の形で米英に送付しようとした。8月14日に孔祥熙は蒋介石に打電し、その旨を伝えた⁽³³⁾。8月16日に、蒋介石は孔祥熙に打電し、覚書に関しては、まず顧維鈞などと相談して作成し、米英に送付する前に全文を蒋自身に電文で送るよう指示した⁽³⁴⁾。しかし、8月21日に孔祥熙は蒋介石に打電し、国際問題討論会案と外交部案に基づいて、草案を作成し、すでに秘密裏に米英代表に送付したことを報告した⁽³⁵⁾。

米英ソによる会談は8月21日より始まった。孔祥熙は電文で「もし我が方は事前に意見を述べなければ、英米ソが一度決定すると、我が方は対応できなくなる」と再度強調した。それに対して、顧維鈞は「非常に驚愕した」⁽³⁶⁾。なぜなら、当時顧維鈞はまだアメリカに到着しておらず、米英に送付された草案は蒋介石と国民政府の批准を得ていなかったためである。王世杰も孔祥熙が「明らかにまた蒋先生の指示通り対処しなかった」と日記に不満をあらわにしている⁽³⁷⁾。このように、当時国民政府が外交政策決定を行う際に、その指揮命令系統に混乱が生じていたのである。

9月9日に、宋子文は孔祥熙の主導下で作成された「国際機構憲章の中の要点」を蒋介石に提出した⁽³⁸⁾。翌日に、陳布雷がそれを審査し⁽³⁹⁾、当該文書がそれまで重慶から孔祥熙に送付したものとそれほ

ど食い違いがなく、またすでに米英に送付されたため、いまさら変更する必要はないが、1点だけ変更しなければならないと指摘した。つまり、米英に提出された「要点」では、依然として「人種の平等」を主張していたためである。そこで、9月12日に蒋介石は孔祥熙に打電し、会議において人種の平等を強調せず、新16条に基づいて対応するよう指示した⁽⁴⁰⁾。ここに至って、ダンバートン・オークス会議における中国側の基本指針がようやく定められた。

(三)「花より団子」、会議の成功は最大の目標

1944年8月12日に、国民政府は顧維鈞、魏道明、外交部次長胡世澤、駐米軍事代表団団長商震を代表団メンバーとして、毛邦初（空軍）、劉田甫（海軍）、朱世明（陸軍）、浦薛鳳、張忠絨、宋子良、劉鎔、李幹を専門員として任命した⁽⁴¹⁾。また、蒋介石は孔祥熙に「適宜指導する」よう求め、孔祥熙は胡適、施肇基、張嘉璈、蔣廷黻、周鯉生などを顧問として招聘した。さらに参事官7人、技術専門員4人、秘書11人が派遣された。ここからは中国代表団の規模の大きさがうかがい知れる。

会議に先立って、中国代表団は数回にわたって会合を開き、以下4点の基本方針を定めた⁽⁴²⁾。第1に、中国の主な目的は会議を成功させ、4カ国が国際平和安全機構方案を提出させることにある。現時点で解決できない問題に関しては、固執せず、将来国連総会で議論してよい。そうすれば、中国が平和を愛好し、各友邦と協力する精神を表すことができる。ただし、平和安全機構に関する重要な意見は、提起して詳細に説明することになっている。それは以下2つの理由があるからである。1つは国際社会に中国の正義の立場を明確に理解させるためであり、もう1つは将来国連総会において再度提起する拠り所にするためである。

第2に、中国が4強の一員である国際的地位は必ず維持させる。

第3に、ソ連が米英中と同時に会談を行いたくないが、中国側は何

らかの方法でソ連の代表と連絡を取る。

第4に、当時アメリカは内政上の困難を避けるために、会議内容を秘密にしようとしているため、中国側も対外的にはきわめて慎重にする。とりわけ、第1と第3は蒋介石の指示でもある⁽⁴³⁾。蒋介石がソ連との関係を重視したのは、新疆の問題⁽⁴⁴⁾、戦後東北問題および中共の問題⁽⁴⁵⁾を意識したためであると考えられる。

米英ソによる第1段階会議は9月28日に終了した。翌日に、米英中による第2段階会議が始まり、グルーは米英ソ3国がまとめた「一般的国際機構設立建議書（Proposal for the Establishment of a General International Organization）」を顧維鈞に手交した⁽⁴⁶⁾。顧維鈞は開会式で挨拶を行い、主に以下4点を強調した⁽⁴⁷⁾。つまり、第1に、中国が平和を愛好し、国際平和安全機構の成立を熱望している。第2に、安全機構において、各国の主権が平等である。第3に、世界平和を守るために、十分な武力が必要である。第4に、紛争を減らし、平和の基礎を強化する、という。顧維鈞の主張は「新16条」の主旨に一致している。

当時、アメリカ側は米英中の会議が短期間で終了することを望んでいた⁽⁴⁸⁾。それは主に以下2つの理由による。1つは、ソ連側と交渉するために、第1段階会議はかなり時間を費やしたためである。もう1つは、もし米英ソ3国がまとめた建議書に対して根本的修正を行うならば、改めてソ連の代表と交渉しなければならないためである。

それに対して、魏道明と毛邦初は、米英ソが受け入れるかどうかにかかわらず、まず中国側のすべての提案を提出するべきだと主張した。しかし、顧維鈞は、米英代表団がソ連側と交渉するために、すでに多大な労力を費やしており、それに当時米中関係が悪化している⁽⁴⁹⁾ため、中国側が「面子を保つために時間を延ばしてはいけない」と主張した。結局、中国代表団は新国際機構憲章の基本的内容として、7項目を提案することになった。

10月3日に、米英中第3回全体会議において、顧維鈞は以下7つの

問題を提起した⁽⁵⁰⁾。つまり、①新国際機構は国際平和と安全を守るために、正義と国際公法の原則に依拠しなければならない。②各加盟国の政治的独立と領土の保全は保障されるべきである。③「侵略」に関する定義は明確に規定するべきである。④国際空軍を組織する⁽⁵¹⁾。⑤国際公法を制定する。⑥国際司法裁判所は強制裁判権をもつべきである。⑦国際教育文化協力の促進に関して、明確に規定するべきである、と。

交渉の結果、米英は上記①、⑤と⑦だけを受け入れることになった。②に関して、米英は終始反対した。その理由としては、米英ソの建議書にすでに「主権の平等」が書かれており、それが領土の保全と政治的独立を含んでいるためである。このような状況に鑑み、顧維鈞は従来主張に固執しなくてもよいと表明した。

③「侵略」の定義に関して、米英も反対した。なぜなら、米英はいかなる定義もすべての侵略行為を包括することができず、かえって安全保障理事会の権限を制限してしまうことになることと認識したためである。それに建議書には「侵略の制止だけでなく、平和を破壊し、脅かす行為に対しても制止するべきである」と規定している。アメリカ側は将来国連総会で再度提起するよう提案し、顧維鈞はそれを受け入れた。

④国際空軍の問題に関して、米英両国は原則上異議がないが、技術の面においては困難が多いとしている。とりわけ必要な飛行機の生産と供給およびパイロットの訓練などの問題、空軍の数の問題、駐留地と費用などの問題はなかなか解決しにくい。それに建議書では「各国が一部の空軍を指定し、国際平和機構に提供する」ことが規定されている。また、ソ連も国際空軍の設置を提案したが、固執しなかった。そのため、中国側はこの問題を留保し、将来国連総会で再度提起することになった。

⑥国際司法裁判所の強制裁判権の問題であるが、中国側は2つの方法を提示した。1つは国際平和機構憲章に明記する。もう1つは現在

の国際司法裁判所の組織法を修正し、あるいは将来新たな国際司法裁判所の組織法に明記する。米英はこの提案に賛成するが、それが国際平和機構憲章と関係が薄いから、将来国際司法裁判所組織法を議論する時に定めればよいと提案した。中国側は米英の提案を受け入れた。

当初の予定では、上述した議案を補充文書に作成し、米英中3国の建議として、米英ソの建議書の付録にすることになっていた。しかし、米英はもしその補充文書を米英ソの建議書と同時に発表するならば、ソ連政府の同意を得なければならないし、もし米英中3国の名義だけで発表すると、また外部の誤解を招く恐れがある。そこで、米英中3国の建議書を発表せず、米英ソ3国による「一般的国際機構設立建議書」に、米英中3国首席代表が署名することになった。10月9日正午12時に、「一般的国際機構設立建議書」が米英中ソ4カ国の首都で同時発表された。

では、蒋介石がどのようにダンバートン・オークス会議の成果を評価したのであろうか。現時点で、『蒋介石日記』などの資料から会議に関する彼の評価は見当たらない。当時、スティルウエルの解任⁽⁵²⁾および国共関係などをめぐって、蒋介石とローズヴェルトの間に対立が生じ、ローズヴェルトに対する蔣の信頼は大幅に低下した。そのため、蒋介石はアメリカと決別し、単独で日本と戦うことまで考えていた⁽⁵³⁾。そのような背景から、蒋介石は日記に会議に関する評価を書かなかったと考えられる。

1944年10月7日に、宋子文は米英ソの建議書と「新16条」との比較表を蒋介石に提出し、米英ソ建議書に主に2つの欠点があると指摘した⁽⁵⁴⁾。1つは「侵略」の定義が明確にされなかったことである。もう1つは、安保理表決の手続きが定められなかったことである。前述したように、この問題に関して、ソ連は常任理事国が紛争当事国になった場合でも投票権があると主張したのに対して、米英は反対した。宋子文は今後中国が引き続き米英と同様な態度をとるべきだと認識している。そのほかに、「新16条」の第8条「平和的変更」に関する条

項、第14条信託統治の問題、第15条一般植民地制度の前途に関する問題は、米英ソの建議書においていずれも言及されなかった。その意味で、中国側のそれらの問題に対する期待が外れたと言わざるを得ない。

一方、顧維鈞も安保理の表決手続き問題、戦後領土の問題および平和維持問題などが解決されなかったことに対して、不満を覚えている。しかし、彼は回顧録で次のように述べている。つまり、「ダンバートン・オークス会議は中国が4大国の一員として認められたシンボルである。ダンバートン・オークス会議の結果はサンフランシスコ会議の招集である。サンフランシスコ会議の招聘状において、中国は4つの発起国の1つになっている。このようにして、中国は英、ソ、米3国と同等な地位を得ることができた」⁽⁵⁵⁾と。筆者はそれこそ中国がダンバートン・オークス会議において勝ち取った最大の外交成果であると思う。そのような外交成果は蒋介石の舵取りと密接に関連している。

二 サンフランシスコ会議と「5 強」入りの確保

(一) 代表団メンバーの選定、「拒共」・「容共」と「防共」

1945年2月の米英ソ3国首脳によるヤルタ会談では、4月25日にサンフランシスコで国連創設会議を開催することが決定された。2月13日に駐華アメリカ大使館参事官ジョージ・アチソン（George Atcheson, Jr.）がそのことを国民政府外交部次長呉国楨に伝え、中国政府の同意を求めた⁽⁵⁶⁾。その日はちょうど旧暦正月であった。蒋介石はサンフランシスコ会議開催予定のことを知って、非常に喜んでいて。彼は当日の「日記」に「ローズヴェルト、チャーチル、スターリンが国際平和機構問題に関してすでに結論を出している。それはすべて私の期待通りである。これは新年最初の勝利の知らせである。キリストに感謝を！」と書いている。

翌日に国民政府は声明を発表し、ヤルタ会談の決定に賛成し、サン

フランシスコ会議に代表団を送ることを表明した。国民政府が素早く会議への参加を表明したのは、2つの理由がある。1つは、中国は戦争終結前に国際安全機構を成立させたいということである。もう1つは、中国は協力の精神が最も重要であるとし、ヤルタ会談は米英ソ3国の結束を表しているため、中国も同様な熱意をもって応えるべきだと認識しているためである⁽⁵⁷⁾。

サンフランシスコ会議開催の情報はすぐに延安に伝わった。2月18日に毛沢東は中共も代表を派遣して、会議に参加するべきだと主張した⁽⁵⁸⁾。同日に、周恩来が駐華アメリカ大使ハーレー（Hurley Patrick J.）に打電し、サンフランシスコ会議に参加する中国代表団は国民党だけでなく、共産党と民主同盟もそれぞれ3分の1の割合で構成されるべきだと主張した⁽⁵⁹⁾。周恩来はハーレーに中共のそのような主張をローズヴェルトにも伝えるよう求めた。しかし、20日にハーレーは周恩来に対し、中共の要求に応じることはできないと返事した。

中共の要望を知った後、蒋介石は2月20日の「日記」に次のように書いた。「ヤルタ会談の共同声明が発表された後、『共匪』はその中の『民主』という言葉을借りて、猛烈に宣伝を行っている。しかもサンフランシスコ会議に出席する代表の枠を得ることを条件に、我が政府の国際的地位を低下させようと脅かしている」と。このように、蒋介石は当初からサンフランシスコ会議への中共代表の参加を警戒していた。ここで注目すべきは、中共が「民主主義」という言葉を利用して、会議参加の正当性を得ようとしたことである。

2月22日に、蒋介石は王世杰と共にサンフランシスコ会議中国代表団の人数と人選について討議した。王は3名で十分であるとし、元外交部長郭泰祺を起用するよう提案した。蔣はこれを了承した⁽⁶⁰⁾。24日に中共駐重慶代表王若飛が王世杰に中共代表が会議に参加できるかどうかについて打診したが、王世杰は「国民政府に伝えることはできない」と返事した⁽⁶¹⁾。

その後、蒋介石は中国代表団の人選を慎重に考えるようになってい

く⁽⁶²⁾。3月5日に、蒋介石は「日記」に代表団のメンバーとして、宋子文、王寵惠、顧維鈞（駐英大使）、魏道明（駐米大使）、胡適（前駐米大使）、施肇基（中国物資供應委員会副主任委員、当時米国滞在）、王世杰、翁文灝（戦時生産局長）、張嘉璈（中央銀行常務理事）、張君勱（国家社会党領袖、張嘉璈実弟）、林語堂（作家、米国滞在中）、李石曾（国民党長老）計12人の名前を書き記した。そこには、王世杰が推薦した郭泰祺の名前がなかった。

翌日に、蒋介石は国民党中央執行委員会常務委員会を招集し、サンフランシスコ会議における方針について討議した。会議終了後、蒋介石は王世杰に会議に参加するよう要請したが、王は「再度検討しよう」と答えた⁽⁶³⁾。

それにもかかわらず、蒋介石は3月7日の「日記」に代表団のメンバーとして、宋子文、王寵惠、顧維鈞、魏道明、王世杰、張君勱、王雲五（国防最高委員会憲政實施協進会常務委員）、胡政之（第3期国民参政会参政員）、胡適計9人の名前を書いている。施肇基、翁文灝、張嘉璈、林語堂、李石曾5人の代わりに、王雲五、胡政之の2人が追加された。結果的に、王世杰はサンフランシスコ会議に参加しなかった。その原因は不明であるが、王自身の都合によるものと考えられる⁽⁶⁴⁾。3月13日に、蒋介石はまた「日記」で、「胡適、史（「施」の誤植と思われる、筆者注）肇基を会議代表として発表する」と書いている。蒋介石の一連の「日記」から分かるように、サンフランシスコ代表団メンバーを決める際に、蒋介石にはかなり迷いがあった。

一方、中共は蒋介石に圧力をかけ続けた。3月7日に、周恩来は王若飛経由で王世杰に書簡を送り、「国民党がサンフランシスコ会議代表団メンバーを独占するのは、不公平で、理にかなっていない」と主張した。周は「代表団には中共と民主同盟のメンバーが入るべきであるとし、中共側は周恩来、董必武、博古（秦邦憲、筆者注）が参加する。もし受け入れなければ、国際会議における国民政府代表団の一切の言行に対して発言権を保留する」と強調した⁽⁶⁵⁾。周は王世杰に中

共の意見を国民政府に伝えるよう求めた。3月13日に、王若飛は再度王世杰と面会し、周恩来の書簡を手交した⁽⁶⁶⁾。しかし、王世杰は再度国民政府に「伝えることはできない」と応じた。それより先に、宋慶齡も蒋介石に対して中共代表を受け入れるよう説得したが、蔣は承諾しなかった⁽⁶⁷⁾。

他方、ソ連側も蒋介石に圧力をかけていた。3月15日に、駐華ソ連代理大使スクヴォルツォフが蔣経国と会談した⁽⁶⁸⁾。蒋介石は、ソ連側の目的は①国民政府に中共を受け入れさせること、②中共の代表にサンフランシスコ会議に参加させることにあると判断した。とりわけ後者に関して、蒋介石はソ連側がもし中共代表を派遣しないと、ソ連も会議に参加しないと脅かしていると認識した。それにもかかわらず、蒋介石はソ連側の要求を無視することにした。同日夜、王世杰と熊式輝は李璜（中国青年党執行委員）と張君勱を代表団のメンバーとして受け入れるよう提案し、蒋介石は承諾した⁽⁶⁹⁾。しかし、条件としては、彼らがいかなる条件もつけてはいけないうことであった。ここからは蒋介石の他の党派への不信感がみてとれる。

3月15日に、ローズヴェルトは蒋介石に打電し、中共の代表を受け入れるよう提案した。しかし、なぜかその電文は22日になって、はじめてアメリカ大使館より蔣のところへ届いた⁽⁷⁰⁾。当時、蒋介石は昆明を視察中であった。23日に王寵惠、顧維鈞らが渡米のため昆明を経由した時に、顧維鈞がその電文を蒋介石に手交した⁽⁷¹⁾。顧維鈞の観察によれば、蒋介石が電文を手にした時、最初は興味津々であったが、その後気持ちが乱れたようだった。確かに、蒋介石は最初に電文を見た時には、ローズヴェルトの提案を拒否しようとした。なぜなら、彼はローズヴェルトが中共の目的と将来の利害関係を知らないと認識していたためである⁽⁷²⁾。その後、蒋介石は再三ローズヴェルトの電文を吟味し、その言葉遣いが丁寧だと思い、中共の代表として1人を代表団に加えることに決めた。

では、ローズヴェルトの電文に何かが書いてあったのであろうか。ロ

ローズヴェルトはまずハーレーが中共の要求を拒否したことに賛成すると表明し、それから、「もし閣下の代表団が共産党もしくは他の政治結社、政党を受け入れたとしても、いかなる不利な状況も招かないと思う。実際上この種の方法には顕著なメリットがある。もしそのような代表を受け入れたら、会議においてきっと良い印象が生じるに違いない。閣下が中国の統一になした努力は、このような民主主義の表れによって、実質的な援助を獲得することができる」と強調した。同時に、ローズヴェルトはアメリカとカナダなどの国がみな各政党を代表団に受け入れることになっていると伝えた。そのような背景から、蒋介石はローズヴェルトと国際社会に国民政府が民主主義的であるという印象を与えるために、中共代表の会議への参加に同意したと考えられる。蒋介石にとっては、民主主義はあくまで政争の手段であって、目的ではなかった⁽⁷³⁾。

しかし、蒋介石がそのような決断を下したのは容易なことではなかったようだ。3月23日夜、蒋介石は熟睡できなかった。彼は翌日の「日記」に次のようなことを書き記している。「昨日は気持ちがふさいで悲しい。再三考慮して、ただ神様に頼り、十分に忍耐し、結果を待つしかない。そこで、逆境におとなしく従う方法で、祈りを捧げ、中共代表1人をサンフランシスコ会議代表団に派遣することを決定した。なぜなら、政治の方法はすべて現実的であるためである。もし将来の利害を懸念して、今日の策略と時勢に反するならば、政治の手法ではなくなる。しかし、きわめてつらい思いをした」という。蒋介石は、ローズヴェルトの提案を圧力として受け止め、またローズヴェルトが中共を利用しようとしていることに不満を覚えた⁽⁷⁴⁾。ここからは中共代表の受け入れをめぐる蒋介石の苦渋の選択がうかがい知れる。

では、誰を中共代表として派遣するのであろうか。3月23日に、王世杰は蒋介石に打電し、秦邦憲を受け入れるよう提案した⁽⁷⁵⁾。なぜなら、左舜生（中国民主政団同盟秘書長）が王世杰に対して、もし国民政府が秦だけを受け入れるならば、秦がおそらく会議に参加しない

と伝えたためである。王世杰は次のように分析した。つまり、もし国民政府が秦邦憲を受け入れるならば、秦が会議に参加するかどうかにかかわらず、ローズヴェルトはきっと蒋介石が寛大であると思い、余計なことを言わなくなる。他日、宋子文がローズヴェルトと交渉する時に、心理上の障害も免れる。もし秦邦憲が会議に参加するならば、若干厄介かもしれないが、しかしその影響力は限られているという。

3月25日に、蒋介石は昆明から重慶に戻った。翌日に、蒋介石は王世杰と共に中共代表の問題について協議し、董必武を派遣することになった⁽⁷⁶⁾。では、なぜ蒋介石が董必武を選んだのであろうか。それは顧維鈞による推薦があったためである⁽⁷⁷⁾。顧維鈞は董必武が国際事務に精通していると認識していたのである。

同日に、蒋介石は国防最高委員会第157回常務会議で宋子文、顧維鈞、王寵惠、魏道明、胡適、呉貽芳、李璜、張君勱、董必武、胡政之計10人を中国代表団メンバーとして発表した⁽⁷⁸⁾。それに続いて、国民政府は10人を下記の肩書で発表した。つまり、行政院長代理兼外交部長宋子文、駐英大使顧維鈞、国民参政会主席団主席王寵惠、駐米大使魏道明、前駐米大使胡適、国民参政会主席団主席呉貽芳、李璜、国民参政会参政員張君勱、董必武、胡政之である。そのほかに元駐米大使施肇基が高等顧問として任命された⁽⁷⁹⁾。

それと同時に、蒋介石はローズヴェルトに打電し、中国政府が10人を代表として派遣することを知らせた。電文の中で、蒋介石は10人のうち6人が国民参政会参政員であり、そのうち共産党など野党代表3人と無党派代表3人がいることを強調した⁽⁸⁰⁾。つまり、李璜は中国青年党執行委員で、張君勱は国家社会党領袖で、董必武は中共代表、胡政之は『大公報』社長である。当時『中央日報』などの報道では、胡適、呉貽芳（南京金陵女子学院院长）と胡政之の3人が無党派代表とされていた。蒋介石が中国代表団に6人の参政員が含まれていることを強調したのは、やはりローズヴェルトに国民政府が民主主義的であるという印象を与えるためである。顧維鈞も中国代表団が各党派と各

種政治的意見を代表し、バランスのとれた組織であると評価している⁽⁸¹⁾。

蒋介石は董必武を派遣することに同意したが、警戒心を緩めなかった。2月19日に、蒋介石はアメリカ人宣教師フランク・プライス(Frank [Francis] Wilson Price, 中国名「畢範宇」)と会談し、プライスはサンフランシスコ会議における対米宣伝の重要性を指摘した⁽⁸²⁾。それを受けて、2月22日に蒋介石は宣伝部長王世杰とともにサンフランシスコ会議宣伝綱領について討議した⁽⁸³⁾。3月17日に、王世杰はサンフランシスコ会議宣伝方法を蒋介石に提出した⁽⁸⁴⁾。それは3つの部分からなっているが、そのうちの1つは中共に関するものである。王世杰は中共がサンフランシスコ会議を利用して、国民政府の威信を破壊し、国民政府代表団に反対する宣言を発表するに違いないと予測していた。アメリカにおける中共の活動を防ぐために、王世杰、宋子文および国民党会海外部長陳慶雲が連名で駐米大使魏道明、ニューヨークとサンフランシスコ駐在総領事、およびニューヨーク駐在国民党中央宣伝部事務所主任などに打電し、「ただちに必要な措置を取り、華僑と華僑系新聞をして国民党中央を支持させ、中共の陰謀詭計を見透かさせ、彼らが会議前後に中共に呼応することを防がなければならない」と命じた。それだけでなく、王世杰自身もそれらの責任者に打電し、「それらのことに特別に注意を払い、切実に対処する」よう求めた。3月20日に、蒋介石は宋子文に打電し、王世杰が作成した宣伝方法通りに対処するよう指示した⁽⁸⁵⁾。蒋介石はまた外交部に対して、自らの名義で米駐米中国大使館、領事館などの責任者に打電し、「異党」が政府代表団に反対する宣言を発表すること、および華僑団体が「異党」に呼応することを防止するよう命じた。

4月20日に、国民党中央宣伝部国際宣伝処副処長董顕光は蒋介石に打電し、アメリカにおける宣伝工作の準備状況を報告し、「異党」による宣伝の防止に関しては、すでに手配しており、国民党にとっては不利になることはないと強調した⁽⁸⁶⁾。5月19日に、専門委員として

会議に出席した鄭震宇は軍事委員会宛に李璜、張君勱、董必武の「態度はなお良し」と報告した⁽⁸⁷⁾。サンフランシスコ会議終結後、董必武は秘書章漢夫、陳家康とともにヨーロッパに行こうとした⁽⁸⁸⁾。蒋介石がそれを知った後、ただちに魏道明と王世杰に打電し、董必武らにヨーロッパに行かせないよう命じた。明らかに、蒋介石は董必武らがヨーロッパで反国民党活動をするのを懸念していたのである。

しかし、蒋介石の懸念は余計だったようである。顧維鈞によれば、サンフランシスコ会議期間中、董必武の態度はとてもよかったという⁽⁸⁹⁾。中国代表団がソ連と中国における共産主義運動に言及する時、董必武はいつも沈黙し、代表団のルールをしっかりと守っていた。董必武がそのようにふるまったのは、中共からの指示を受けたからかどうかは分からない。しかし、蒋介石の中共に対する一連の対応から、彼の共産党に対する不信感がよくみてとれる。そのような不信感は、彼の戦後構想における中共の位置づけに大きな影響を及ぼしたに違いない。

(二) サンフランシスコ会議の方針の決定

1945年3月7日に、孔祥熙はニューヨークから蒋介石に打電し、サンフランシスコ会議において、中国が公の場で別の提案をするべきではないが、すべての補充意見について、事前にアメリカ側と相談し、準備をしておいたほうがよいと提案した⁽⁹⁰⁾。それを受けて、蒋介石は当日の「日記」にサンフランシスコ会議の主旨として、下記4点を書き記した。①対日共同作戦計画を重要視すること、②戦後対日共同処置方案、③対日処置の腹案、④会議以外でソ連と連絡と意志疎通をすること、である。ここから分かるように、この時点で蒋介石は国連そのものの内容よりも、対日作戦、戦後日本に対する政策およびソ連との関係を重視していたのである。

3月17日に、宋子文は蒋介石に外交部が作成したサンフランシスコ会議に関する7つの案を提出した⁽⁹¹⁾。その7つの案は事前に王

寵恵と顧維鈞の了承を得ており、その主な内容は下記の通りである。

(1) 国際司法裁判所規程の起草に関する注意点として、強い主張をせず、米英と協調しながら、ソ連と一致した態度をとり、不要な摩擦を避ける。(2) 領土信託統治制度の設立原則（この点に関しては、後に詳述する）。(3) 地域的機構に関しては、できるだけその権力を弱める。(4) 中国がダンバートン・オークス会議で提案し、米英がすでに受け入れた3項目を「国連憲章」に加えるよう主張する。(5) 中国がダンバートン・オークス会議で提案し、米英がまだ受け入れていない項目に関しては、再度提案しない。(6) ダンバートン・オークス会議建議案に対する各国の意見と中国がとるべき態度についてである。この方案は11項目からなっている。そのうち、国連安保理と総会の権限に関しては、適宜総会の権限の強化に賛成する。安保理非常任理事国の配分に関しては、地域と文化を基準とする。具体的に、米州2ヵ国、欧州に2ヵ国、アジア1ヵ国、イスラム国家1ヵ国だと主張する。また、「常任理事国を半常任理事国に変更し、8年ごとに改選する」という意見に関して、中国は反対するべきである。さらに安保理の表決問題に関して、中国はすでにヤルタ会談で定めた方法に同意したため、変更はしないが、常任理事国が当事国になった場合に投票できるという意見に関しては、弁護する必要がある。(7) 国際連盟解散のステップに関しては、できるだけ早く国連総会を開き、国際連盟解散の必要性を討議する。

以上7つの方案はすべて国際平和機構に関するものである。3月26日に、宋子文はまた外交部が作成した他の8つの方案を蒋介石に提出した⁽⁹²⁾。具体的には、①極東顧問委員会の成立問題、②中国の淪陷区（日本軍に占領された地域、筆者注）解放後の行政問題、③対日問題、④韓国独立問題、⑤タイの問題、⑥ベトナムの問題、⑦ソ連の問題、⑧戦後華僑が居留地に戻る問題である。中国は時機を見て、それらの問題について、米英ソと協議しようとした。

3月31日に、蒋介石は外交部が作成したそれらの方案を審議した⁽⁹³⁾。

彼は当日の「日記」に「今日、大事なのは敵（日本、筆者注）との大陸決戦方略と対ソ外交政策という2つのことである」と書いている。ここから分かるように、当時蒋介石は現実問題をより重要視していた。つまり、いかにして日中戦争を終結させ、そしてソ連との関係にいかに対処するかである。蒋介石にとっては、後者がとりわけ重要である。

蒋介石がソ連との関係を重視したのは、彼がヤルタ会談の内容に非常に気になっていたためである⁽⁹⁴⁾。1945年3月末、蒋介石は「日記」に「ソ連が我が旅順および東北3省鉄道の共同管理を企てている。ローズヴェルトがソ連を助けており、ソ連の侵略の野心を奨励しているに等しい。第三次世界大戦の禍根は実にそこから生じている」⁽⁹⁵⁾と書き、ソ連とローズヴェルトに対する不満をあらわにしている。そのような背景から、蒋介石はサンフランシスコ会議において東北3省が中国の領土であるという提案をしようと考えたのである⁽⁹⁶⁾。

1945年4月4日に、蒋介石は国際戦略を考え、「日記」に次のようなことを書き記した⁽⁹⁷⁾。①まず国際会議招集国の地位を勝ち取る。②「某国」にサンフランシスコ会議を妨害する口実を与えない、と。ここでの「某国」は明らかにソ連を指している。蒋介石はソ連が中国のサンフランシスコ会議への参加に反対することを懸念していたのである。そのため、彼は「日記」で国際政策と外交戦略を制定するのが大変だと嘆いたのである⁽⁹⁸⁾。

（三）サンフランシスコ会議に対する蒋介石の着目点

1945年4月25日に、サンフランシスコ会議が開催された。蒋介石は会議が予定通り開催されたのは、実に世界の良い兆しであり、中国にとっても良い影響を与え、また中国の成果の1つでもあると評価した⁽⁹⁹⁾。彼はサンフランシスコ会議において、2つの問題が最も重要であると認識していた⁽¹⁰⁰⁾。1つは信託統治制度の問題であり、もう1つは常任理事国拒否権の問題である。ここでは、蒋介石と中国代表団がこの2つの問題に対して、どのように対応したかについて検討し

てみる。

1. 信託統治制度問題

ダンバートン・オークス会議では信託統治制度に関する規定が出されなかったが、サンフランシスコ会議では米、英、中、仏、澳などの国から方案が提出された。中国が提出した方案は以下6項目からなっている⁽¹⁰¹⁾。

第1に、信託統治の目的は、当該地域の人々の経済教育状況を改善し、社会福祉を促進し、その自治もしくは独立を助けることにある。信託統治をする国家あるいは機関は、国連に責任を持つ。

第2に、信託統治の方式としては、以下3種類のいずれかにする。

- ①国連による直接信託統治、②国連が推薦した一国による信託統治、③国連が推薦した複数の国による信託統治、である。

第3に、政治発展がすでに成熟した信託統治地域に関しては、戦後速やかに自治もしくは独立させるべきで、その独立の期日をできるだけ早く公布する。政治発展が未熟の地域に関しては、現地人の当該地の議会に参加する権限を徐々に与え、なるべく早期に自治或いは独立させる。なお、その議会が設立される時に、予算決定権を有するべきである。

第4に、国連総会で「領土代理管理委員会（領土信託統治委員会）」を設置する。

第5に、領土信託統治委員会の構成員については、国連安保理常任理事国が当然委員国として代表を派遣するほか、国連総会によって数カ国の代表を選出する。また、信託統治地域の民衆の代表が列席する権利を有する。

第6に、信託統治地域の地方行政に対する監督の強化である。

1945年5月6日に、領土信託統治委員会第1回会議が開かれた⁽¹⁰²⁾。イギリスとアメリカの方案はかなり食い違いがあった。中国代表団はアメリカの方案が中国の立場と利益に近いと分析し、アメリカ方案の

体裁と内容を参考して、修正案を作成した。5月7日に、中国代表团は修正案を米英ソ仏4ヵ国代表团に送付した⁽¹⁰³⁾。その主な内容は以下8点がある。

第1、目的に関しては、信託統治地域の自治を求めるほか、「独立」という言葉を加える。第2、一国あるいは複数の国によって信託統治をするほか、国連が直接管理することができる。第3、信託統治地域の民衆が民事上の自由と立法機関に参加する権利を持つべきである。第4、信託統治者が、関連規定に違反した場合は、国際問題と見なし、いかなる国連会員国でも国連総会もしくは安保理の注意を促すことができる。第5、一般的国際安全計画の下で、いくつかの信託統治地域を軍事区域に指定することができるが、その地域の範囲は防御および必要最低限の安全を基準とするべきである。第6、安全信託統治制度の目的の各規定は、信託統治軍事区域において、防御と安全問題に関するもの以外も、引き続き適用するべきである。第7、国連総会および安保理は、信託統治者に報告を求め、その報告を公表し、あるいは提案することができる。第8、信託統治者は所定の問題事項に基づき、信託統治の状況を毎年国連総会もしくは安保理に報告するべきである。

中国代表团の修正案は基本的にアメリカ案を参照して作成されたが、以下の4点ではアメリカ案と異なっている⁽¹⁰⁴⁾。第1、信託統治の最終目的が独立であることを強調し、植民地制度を最終的に廃絶させようとしていることである。第2、信託統治地域の民衆の参政権を重視していることである。第3、信託統治事業が国際事業の一部であると、国連総会あるいは安保理が関与できることを強調していることである。第4、戦略地域の特殊性に制約を加えていることである。

5月14日に、米英中ソ仏5ヵ国代表は引き続き信託統治制度を討議した⁽¹⁰⁵⁾。会議では、ソ連側は独立を信託統治地域の最終目標とすることに賛成した。しかし、米英は当該地域の民衆の多くが立ち遅れているため、もし一概に独立を目標にすると、空論に過ぎず、実状にそ

ぐわないと反論した。最終的に、5ヵ国提案を総合して、草案を作成し、15日に開かれる専門委員会で討議することになった。15日に信託統治制度専門委員会は5ヵ国草案を討議したが、アメリカはその草案が討論のたたき台に過ぎず、次回以降の会議で逐次協議していくよう提案した⁽¹⁰⁶⁾。

5月17日に、信託統治制度専門委員会が基本草案を討議した⁽¹⁰⁷⁾。中国代表は信託統治の原則について、「自治の促進」の他に、「独立」を付け加えるよう再度主張した。ソ連とイランは中国側の意見に賛成した。しかし、アメリカ側は「中国の修正案は5大国の同意を得がたい。もし表決するならば、アメリカが反対票を投じる」と表明した。オランダとオーストラリアはアメリカの意見に支持した。イギリスは「中国の建議の動機はきわめて高尚で真心がこもっているが、それによって信託統治者の困難が増す恐れがある。独立は自然に発展変化するもので、外力によって成就させるべきではない」と主張した。それに対して、中国代表は再度発言し、「国際連盟規約」第22条には信託統治地域に対して、すでに「独立」という言葉を用いており、現在「太平洋上の敵」は占領地の民衆に対して独立を宣伝の道具としているため、敵にそのような口実を与えてはならないと強調した。ここでの「太平洋の敵」とは言うまでもなく日本を指している⁽¹⁰⁸⁾。討議の結果、米中ソ豪4ヵ国で協商し、翌日に引き続き討議することになった。

5月18日に、アメリカ代表は顧維鈞を訪ね、中国側に「独立」を「最高度の自治」に変更するよう求めた⁽¹⁰⁹⁾。顧維鈞は信託統治に関する中国側の立場を詳細に説明し、中国がそれを非常に重視していることを強調した。それを受けて、アメリカ代表は米、仏両国と再度相談するよう答えた。顧維鈞によると、中国側の主張が発表された後、会議に出席した小国の代表の多くは中国に賛成し、世論なども良い印象を示したという。そこで、顧維鈞はもしアメリカが駐華米国大使館経由で中国政府と交渉するならば、アメリカの要求に応じないよう国民

政府に求めた。顧維鈞はたとえ中国の主張が信託統治制度専門委員会
で否決されても、道義上得るものが多いと認識していたのである。同
日に、信託統治制度専門委員会が再度「独立」を加えるべきかどうか
をめぐる討議したが、顧維鈞が4回にわたって発言し、譲歩しなかつたため、アメリカを激怒させた⁽¹¹⁰⁾。ここからは顧維鈞の弱小民族
の利益を守る決意の固さがみてとれる。顧維鈞が信託統治制度の原則
に「独立」という言葉を加えることに固執したのは、植民地地域に独
立させ、道義上それらの国々の支持を得るためであった。

5月23日に、米英中ソ仏5ヵ国が信託統治制度草案を協議し、米英
仏は中国側による「独立」が入っている修正案を受け入れることを表
明した⁽¹¹¹⁾。しかし、当時ソ連代表団が本国政府の草案全文に対する
訓令を受け取っていなかったため、会議では当分の間5ヵ国の名義で
は提出しないことになった。

5月31日に、信託統治制度専門委員会において、アメリカ代表は、
5大国が「独立」を「基本草案」第2節「領土信託統治制度」第2条
「基本目的」という項目に加えることに同意したことを発表した⁽¹¹²⁾。
そこで、中国側はそれまで提出した第1節に「独立」を加える修正案
を撤回する声明を発表した。最終的に、「国連憲章」第12章「国際信
託統治制度」第76条信託統治制度の基本目的第2項に、「各信託統治
協定の条項が規定するところに従って、自治又は独立に向っての住民
の漸進的発達を促進すること」が明記された。ここに至って、中国側
の目標がようやく実現された。それは孫文、蔣介石などが掲げてきた
弱小民族の独立を助けるという理念を実現するための制度的保障をも
たらしたと言える。

2. 常任理事国拒否権問題

前述したように、ダンバートン・オークス会議では国連安保理常任
理事国の拒否権の問題は解決されなかった。1945年2月7日に、スタ
ーリンはヤルタ会談で解決案を提起した⁽¹¹³⁾。つまり、安保理で審議

する紛争を2種類に分ける。1つは経済、政治と軍事あるいはその他の制裁手段で解決する紛争で、もう1つは制裁を加える必要がない紛争である。前者に対しては、安保理常任理事国がすべて投票に参加しなければならない、紛争当事国であっても例外は認められない。後者に関しては、紛争当事国が投票に参加しないという。ローズヴェルトとチャーチルはスターリンの提案に同意し、表決問題がひとまず解決された⁽¹¹⁴⁾。

しかし、1945年6月2日に、5大国外相会議で、拒否権の問題が再燃した⁽¹¹⁵⁾。ソ連代表は安保理がある争議あるいは情勢に対して討議および審議するかどうかを決定する際、常任理事国が一致して同意しなければならないと主張したのである。会議が始まる前に、アメリカ国務長官ステティニアス（Edward R. Stettinius）が顧維鈞に電話し、ソ連のそのような主張を絶対に受け入れることができず、もし安保理で自由に紛争を討議することができなければ、むしろ国連に参加しないほうがよいと伝え、中国側に支持を求めた。イギリスもアメリカと同様な意見であった。そこで、顧維鈞はただちに中国の主張がアメリカと同様であると答えた。

会議では、ステティニアスがソ連の拒否権に対する解釈は受け入れられないと正式に表明した。また、ステティニアスはアメリカ政府が3月24日の声明で、ヤルタ会談における表決手続きに関する決定は、安保理の討議する権利を制限してはならないことを表明したと強調した。イギリス代表はステティニアスの意見を支持し、もし国連で自由な討議が制止されるならば、国際社会の輿論においても、公正の理念においても許されないと指摘した。ステティニアスが顧維鈞に意見を求めると、顧維鈞はサンフランシスコ会議に参加した小国がヤルタ会談で定められた表決手続きに対する批判をとりあげ、米英の主張を支持すると表明した。しかし、米ソいずれも譲歩しなかったため、当日の会議では結論が得られなかった。

そのような状況下で、ステティニアスはトルーマン大統領に対して、

当時ソ連訪問中のホプキンスに直接スターリンと交渉するよう提案した⁽¹¹⁶⁾。6月6日に、ホプキンスがトルーマンに打電し、スターリンがアメリカの提案に同意したことを報告した。翌日に、ソ連代表も本国政府の訓令を受け、安保理における表決手続きについては米英と一致した態度をとることを報告した。つまり、手続事項に関しては、11の理事国のうち、7理事国の賛成投票によって決定することができ、常任理事国全員が一致する必要はない。一方、非手続事項（実質事項）の決定に関しては、常任理事国5カ国を含め、7理事国の賛成が必要であるということになった⁽¹¹⁷⁾。ここに至って、安保理表決手続き問題が基本的に解決された。しかし、オーストラリアなどの国が表決手続きに対して、依然として不満を持ち、6月13日によりやく投票で決着がついた⁽¹¹⁸⁾。

1945年6月25日に、サンフランシスコ会議第9回全体大会で「国連憲章」と「国際司法裁判所規程」などが承認された。26日には各国代表が「国連憲章」に署名した。署名は国名英語表記のABCD順で行われたため、中国代表团首席代表顧維鈞が最初に署名した⁽¹¹⁹⁾。ここに至って、中国はついに揺るぎない国際的地位を勝ち取った。蒋介石はサンフランシスコ会議で「国連憲章」が承認され、会議が円満に閉幕したのは、世界平和を守るための最も重要な一歩であると評価した⁽¹²⁰⁾。6月28日に、蒋介石はトルーマンに祝電を送り、「国連憲章」の制定が侵略主義を消滅するために有力な武器をもたらしたと評価した⁽¹²¹⁾。

しかしながら、蒋介石は「日記」で国連の権限があまりにも弱いと嘆いていた⁽¹²²⁾。なぜなら、中国は一貫して強力な国際機構を作り、侵略を抑制し制裁することを望んでいたためである。ダンバートン・オークス会議からサンフランシスコ会議にかけて、中国は幾度も「侵略」の定義を主張したが、いつも米英に阻まれ、「国連憲章」においては「侵略」に関する定義はとうとう定められなかった。また、国際空軍の設立に関する規定も出されなかった。それにもかかわらず、顧

維鈞をはじめとする中国代表団の努力によって、植民地の独立がいに信託統治制度の最終目標とされた。そのような規定は、弱小民族が独立するために制度的保障をもたらした。それはサンフランシスコ会議において中国が勝ち取ったもう1つの外交成果である。それによって、孫文、蔣介石の弱小民族の独立を助けるという理念が「国連憲章」において反映されたと言える。

おわりに

本稿では、ダンバートン・オークス会議とサンフランシスコ会議に対する蔣介石の対応を中心に考察してきた。国連の成立をめぐる蔣介石の政策決定の特徴として、以下5点が挙げられる。

第1に、蔣介石はできるだけ早く国連を成立させ、世界平和を実現することを一貫して積極的に主張してきたことである。それは長年戦争の試練を経験してきた彼にとっては、当然の願いと言える。

第2に、中国の国際的地位の確立を最大目標にしていることである。その目標を実現するために、ダンバートン・オークス会議においても、サンフランシスコ会議においても、中国は終始アメリカに同調した。一方、新疆、戦後東北問題、中共の問題などを考え、蔣介石は中国代表団にソ連代表団との接触を指示した。視角を変えれば、それは蔣介石の全方位外交の表れであると言える。

第3に、東方人民と弱小民族のために利益を図ることである。それは信託統治制度に対する蔣介石の重視からよくみてとれる。顧維鈞をはじめとする中国代表団の努力によって、信託統治地域の独立が信託統治制度の最終目標になり、最終的に「国連憲章」にも書き込まれた。それは抑圧された民族の独立の拠り所になった。その意味で、孫文、蔣介石が唱えてきた弱小民族の独立を助ける理念が国際社会の共通理念として認められたと言える。それはサンフランシスコ会議において中国が勝ち取ったもう1つの外交成果である。

第4に、中共の存在が蒋介石が外交政策を制定する際の重要な要素になっていることである。サンフランシスコ会議中国代表団メンバーの選定をめぐる、蒋介石は「拒共」、「容共」と「防共」の間で揺れていた。一方、ローズヴェルト大統領の圧力も蒋介石の対中共政策に影響を及ぼした。そこで注目すべきは、民主主義という理念が中共と蒋介石の政争の具になっていたことである。

第5に、蒋介石は顧維鈞、宋子文、王寵惠、王世杰などの外交家とテクノクラート（technocrat）を積極的に起用し、中国の国家利益を最大化させた。彼らは主張と意見が必ずしもすべて一致したわけではなかったが、共通した目標を有していた。それは中国の国際的地位の向上と国家主権の護持である。それらの人々の努力によって、中国は5大国の一員としての地位を手にすることができた。今日に至って、中国は依然としてその巨大な外交遺産を享受し続けているのである。

附記 本稿は、2012年6月9日に浙江大学で開催された「グローバルな視野の下での中国近代社会および第2回蒋介石と近代中国（1840-1949）国際シンポジウム」に提出した論文を加筆修正したものである。本研究を行うにあたり、慶應義塾学事振興資金の助成をいただいた。記して感謝申し上げたい。

注

- (1) 拙稿「太平洋戦争前期における蒋介石の戦後構想（1941-1943年）」、慶應義塾大学日吉紀要『中国研究』第5号、2012年3月、174-202頁参照。
- (2) 最近10年来、主に以下の研究成果がある。西村成雄「敦巴頓橡膠園会議——從中国代表団報告書看“中国的自画像”」、金光耀「顧維鈞與中国參加敦巴頓橡膠園會議」、李朝津「顧維鈞與旧金山會議」、以上3篇はいずれも金光耀主编『顧維鈞與中国外交』（上海古籍出版社、上海、2001年）に収録されている。洪小夏「出席旧金山联合国制憲會議的中国代表団組成情況述略」、『武漢大学学报（人文社科版）』、

第55巻第3期、2002年5月、313-319頁。西村、李、洪3篇の論文は後に西村成雄編『中国外交と国連の成立』（法律文化社、2004年）に収録されている。金光耀「国民政府與聯合国的創建」、『中国社会科学』、2003年第6期、175-188頁。劉曉莉「国民政府與敦巴頓橡膠園會議」、『民国檔案』、2009年第3期、116-122頁。鄧野「旧金山會議中国代表团組成問題」、鄧野著『民国的政治邏輯』（社会科学文献出版社、北京、2010年）所収。

- (3) 葉惠芬編『中華民國與聯合國：籌設篇』（以下『籌設篇』と略称）、国史館、台北、2001年、57頁。
- (4) 同上、127頁。
- (5) 同上、127-129頁。
- (6) 同上、129頁。葉惠芬編輯『蔣中正總統檔案：事略稿本』（以下『事略稿本』と略称）第57冊、国史館、台北、2011年、189-190頁。
- (7) 拙稿「1942年蔣介石のインド訪問」、慶應義塾大学日吉紀要『中国研究』第3号、2010年3月、111-145頁参照。
- (8) 前掲、『籌設篇』、130頁。
- (9) 同上、131頁。
- (10) 同上、131頁。
- (11) 『王世杰日記手稿本』（以下『王世杰日記』と略称）第4冊、中央研究院近代史研究所、台北、1990年、358頁。
- (12) 前掲、『籌設篇』、131-138頁。
- (13) 同上、66-88頁。前掲、拙稿「太平洋戦争前期における蔣介石の戦後構想」、182-184頁参照。
- (14) 『蔣介石日記』、1944年7月14日。前掲、『事略稿本』第57冊、500頁。なお、本稿で引用した『蔣介石日記』はすべてアメリカ・スタンフォード大学・フーバー研究所が所蔵するものである。記して感謝申し上げます。
- (15) 前掲、『籌設篇』、138-140頁。
- (16) 前掲、『王世杰日記』第4冊、360頁。
- (17) 前掲、『籌設篇』、140-156頁。
- (18) 同上、156-157頁。
- (19) 同上、157-161頁。
- (20) 「平和の変更」については、横田喜三郎著『國際聯合の研究』、銀座出版社、1947年、224-270頁参照。

- (21) 前掲、『籌設篇』、162頁。
- (22) 同上、161-164頁。
- (23) 同上、218-219頁。
- (24) 同上、164-166頁。
- (25) 篠原初枝著『国際連盟』、中央公論新社、2010年、66-69頁。
- (26) 前掲、『籌設篇』、179-193頁。
- (27) 同上、167-170頁。
- (28) 『蒋介石日記』、1944年8月15日。葉恵芬編輯『事略稿本』第58冊、国史館、台北、2011年、73-74頁。なお、蒋介石はもともと孔祥熙を中国代表团首席代表に任命しようとしたが、孔祥熙は胡世澤を派遣するよう求めた。しかし、王世杰は孔と胡がいずれも適任者ではないと考えた。8月7日に、王世杰と王寵恵は共に蒋介石に対して、孔祥熙を首席代表に任命せず、胡世澤の他、顧維鈞、魏道明、商震3人を派遣するよう提案した。宋子文もそれに賛同したため、蒋介石は顧維鈞を首席代表に任命することにした。前掲、『王世杰日記』第4冊、362、372-373頁参照。
- (29) 前掲、『籌設篇』、171-172頁。
- (30) 同上、194頁。
- (31) 同上、195頁。
- (32) 同上、196-197頁。
- (33) 同上、224頁。
- (34) 同上、225-226頁
- (35) 同上、197頁。
- (36) 中国社会科学院近代史研究所訳『顧維鈞回憶録』第5分冊、中華書局、北京、1987年、393頁。
- (37) 前掲、『王世杰日記』第4冊、387頁。
- (38) 前掲、『籌設篇』、202-212頁。
- (39) 『陳布雷先生從政日記稿様』、東南印務出版社、出版地・出版年不詳、722頁。
- (40) 前掲、『籌設篇』、242頁。
- (41) 同上、253-254頁。
- (42) 同上、254-255頁。
- (43) 前掲、『顧維鈞回憶録』第5分冊、431頁。
- (44) 太平洋戦争後期における新疆の政治状況、および新疆をめぐる中ソ

関係については、木下恵二「中国国民政府の新疆統治——1942-1947年」(『法学政治学論究』第38号、1998年9月)、黄建華著『国民党政府の新疆政策研究』(民族出版社、北京、2003年)、吉田豊子「第二次世界大戦末期の中ソ関係と中国辺疆：アルタイ事件をめぐる中ソ交渉を中心に」(中央大学人文科学研究所編『民国後期中国国民党政権の研究』、中央大学出版部、2005年、第3章)、汪金国著『戦時蘇聯対華政策』(武漢大学出版社、武漢、2010年)第5章、王建朗「試論抗戦後期的新疆内向：基於『蒋介石日記』の再探討」(『晋陽学刊』、2011年第1期)参照。

- (45) この時期における米ソと国共関係に関しては、N. L. ママーエヴァ「日中戦争期のソ連、アメリカ合衆国と国共『統一戦線』」、西村成雄・石島紀之・田嶋信雄編『国際関係のなかの日中戦争』、慶應義塾大学出版会、2011年、第2章参照。
- (46) 前掲、『顧維鈞回憶録』第5分冊、411頁。なお、建議書の中国語訳は、前掲、『籌設篇』、277-287頁所収。
- (47) 前掲、『籌設篇』、246-248頁。
- (48) 前掲、『顧維鈞回憶録』第5分冊、417-418頁。
- (49) この時期における米中関係に関する最近の研究として、王建朗「信任の流失：從蒋介石日記看抗戦後期的中美関係」、中国社会科学院近代史研究所編『民国人物與民国政治』、社会科学文献出版社、北京、2009年、212-235頁、および齊錫生著『劍拔弩張的盟友：太平洋戦争期間の中美軍事合作関係、1941-1945』、中央研究院・聯經出版事業股份有限公司、台北、2011年参照。
- (50) 前掲、『籌設篇』、257-267頁。
- (51) 顧維鈞は当初国際空軍の設立を主張しようとしなかった。しかし、王世杰は必ずそのように主張するよう求めたため、顧が応じた。前掲、『王世杰日記』第4冊、383頁。
- (52) 杉田米行「1940年代アメリカ対中国政策の不確定性——スティルウェル事件の一解釈」、前掲、西村成雄編『中国外交と国連の成立』、第5章、楊天石「蒋介石與史迪威事件」、楊天石著『找尋真實的蒋介石：蒋介石日記解讀』、山西出版集團・山西人民出版社、太原、2008年、355-404頁、齊錫生、前掲書参照。
- (53) 『蒋介石日記』、1944年10月11日。
- (54) 前掲、『籌設篇』、269-273頁。

- (55) 前掲、『顧維鈞回憶錄』第5分冊、422頁。
- (56) 前掲、『籌設篇』、340-342頁。
- (57) 前掲、『王世杰日記』第5冊、43頁。
- (58) 中共中央文献研究室編『毛沢東年譜』中巻、人民出版社・中央文献出版社、北京、1993年、581頁。
- (59) 同上。中共中央文献研究室編『周恩來年譜1989-1949（修訂本）』、中央文献出版社、北京、1998年、617頁。
- (60) 前掲、『王世杰日記』第5冊、34頁。
- (61) 同上、36-37頁。
- (62) 『蒋介石日記』、1945年2月24日「本星期予定工作課目」、2月末「本月大事予定表」。
- (63) 前掲、『王世杰日記』第5冊、42-43頁。『蒋介石日記』、1945年3月6日。
- (64) 王世杰がサンフランシスコ会議に出席しなかったのは、本人の都合によるものと思われる。1944年7月15日に、蒋介石が宋子文と王世杰と共にダンバートン・オークス会議について討議した時、宋子文は王世杰に対して一緒に出席するよう求めたが、王は「遠出がすこぶる怖い」と答えた。前掲、『王世杰日記』第4冊、357頁。
- (65) 前掲、『周恩來年譜1898-1949（修訂本）』、619頁。
- (66) 前掲、『王世杰日記』第5冊、46-47頁。
- (67) 蒋介石は、1945年3月12日に宋慶齡を訪問した。その時に、宋慶齡が蒋介石に対して、中共代表をサンフランシスコ会議に派遣するよう求めたと考えられる。王正華編輯『事略稿本』第60冊、国史館、台北、2011年、78頁、113頁。『蒋介石日記』、1945年3月17日「上星期反省録」。
- (68) 『蒋介石日記』、1945年3月15、16日。
- (69) 前掲、『王世杰日記』第5冊、48頁。
- (70) 前掲、『事略稿本』第60冊、140-142頁、160頁。
- (71) 前掲、『顧維鈞回憶錄』第5分冊、489-490頁。
- (72) 『蒋介石日記』、1945年3月23日。
- (73) 拙稿「太平洋戦争勃発前蒋介石の対外政略——1941年を中心に」、山田辰雄・松重充浩編著『蒋介石研究 一政治・戦争・日本一』、東方書店、2013年（近刊）。
- (74) 『蒋介石日記』、1945年3月24日「上星期反省録」。

- (75) 前掲、『王世杰日記』第5冊、52-53頁。前掲、『籌設篇』、313頁。
- (76) 前掲、『王世杰日記』第5冊、53頁。
- (77) 前掲、『顧維鈞回憶錄』第5分冊、509頁。
- (78) 前掲、『王世杰日記』第5冊、53頁。前掲、『陳布雷先生從政日記稿樣』、763頁。
- (79) 前掲、『籌設篇』、314頁。なお、11人の経歴に関しては、「旧金山会議我出席代表略歴」、前掲、『籌設篇』、315-320頁参照。
- (80) 同上、314頁。
- (81) 前掲、『顧維鈞回憶錄』第5分冊、512頁。
- (82) 『蔣介石日記』、1945年2月19日。葉惠芬編輯『事略稿本』第59冊、国史館、台北、2011年、713頁。なお、フランク・プライスに関しては、土田哲夫「フランク・プライスと戦時中国の国際宣伝」、斎藤道彦編著『中国への多角的アプローチ』、中央大学出版部、2012年、第6章参照。
- (83) 『蔣介石日記』、1945年2月22日。
- (84) 前掲、『籌設篇』、373-374頁。そのほかの2つの部分は、国際平和機構問題と宣伝工作人選問題である。
- (85) 同上、374-375頁。
- (86) 同上、400-401頁。なお、国民党中央宣伝部国際宣伝処に関しては、武燕軍「抗戦時期国民党政府的国際宣伝処」、『歴史檔案』、1990年第2期、125-129頁、136頁、中田崇「中国国民党中央宣伝部国際宣伝処の対米宣伝工作」、『軍事史学』第43巻第3・4合併号、2008年、394-410頁参照。
- (87) 前掲、『籌設篇』、460頁。
- (88) 同上、339-340頁。
- (89) 前掲、『顧維鈞回憶錄』第5分冊、510-511頁。
- (90) 前掲、『事略稿本』第60冊、34頁。
- (91) 前掲、『籌設篇』、364-373頁。
- (92) 同上、376-389頁。
- (93) 前掲、『事略稿本』第60冊、183頁。
- (94) ヤルタ会談に対する蔣介石の対応については、鄭会欣「“忍気吞声、負重致遠：從蔣介石日記看他對雅爾塔協議的態度」、前掲、『民国人物與民国政治』、170-193頁参照。
- (95) 『蔣介石日記』、1945年3月「上月反省録」。

- (96)『蒋介石日記』、1945年3月31日「本星期予定工作課目」。
- (97)『蒋介石日記』、「雑録」、1945年4月4日。
- (98)『蒋介石日記』、1945年3月「上月反省録」。
- (99)『蒋介石日記』、1945年4月「上月反省録」。
- (100)『蒋介石日記』、1945年6月23日「上星期反省録」。王正華編輯『事略稿本』第61冊、国史館、台北、2011年、192頁。
- (101) 前掲、『籌設篇』、367-368頁。
- (102) 同上、433頁。
- (103) 同上、435頁。
- (104) 李朝津「サンフランシスコ会議における中国代表团——顧維鈞の活動を中心に」、前掲、西村成雄編『中国外交と国連の成立』、229頁。なお、李論文は、信託統治制度問題について取り上げているが、安保理常任理事国拒否権問題を扱っていない。
- (105) 前掲、『籌設篇』、447頁。
- (106) 同上、448-449頁、452頁。
- (107) 同上、455-456頁。
- (108) 周知のように、1943年11月に日本政府が招集した大東亜会議において、「大東亜共同宣言」が採択された。宣言では「大東亜各國ハ相互ニ自主獨立ヲ尊重」することが唱えられていた。大東亜省『大東亜会議記録（日本語版）』、1943年、131頁参照。

なお、大東亜会議と大東亜共同宣言に関する研究として、安田利枝「大東亜会議と大東亜共同宣言をめぐって」、『法学研究』第63巻第2号、1990年2月、369-422頁、波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』、東京大学出版会、1996年、第7、8章、終章参照。
- (109) 前掲、『籌設篇』、457-458頁。
- (110) 同上、461頁、463-464頁。
- (111) 同上、469頁。
- (112) 同上、492-493頁。
- (113) 陶文釗・楊奎松・王建朗著『抗日戦争時期中国対外関係』、中国社会科学出版社、北京、2009年、417頁。
- (114) 王世杰は、ローズヴェルトが国際平和機構の表決問題で譲歩したのは過ちであると批判した。前掲、『王世杰日記』第5冊、63頁。
- (115) 前掲、『籌設篇』、494-495頁。
- (116) ハリー・S・トルーマン著／堀江芳孝訳『トルーマン回顧録』1、

恒文社、1966年、208頁。

(117) 前掲、『籌設篇』、508頁。加藤俊作著『国際連合成立史』、有信堂、2000年、96頁。

(118) 同上、515-516頁。

(119) 前掲、『事略稿本』第61冊、221-222頁。

(120) 『蔣介石日記』、1945年6月「上月反省録」。前掲、『事略稿本』第61冊、252頁。

(121) 前掲、『事略稿本』第61冊、230-231頁。

(122) 『蔣介石日記』、1945年6月23日「上星期反省録」。